

# もりまさお社会保険労務士事務所 人事労務だより

## ～今月の特集～ 人材開発

### ～さまざまな雇用保険助成金を活用しましょう！～

- |                    |                          |
|--------------------|--------------------------|
| ●雇用維持関係の助成金        | ●人材開発関係の助成金              |
| ●在籍型出向支援関係の助成金     | ●業務改善助成金                 |
| ●再就職支援関係の助成金       | ●働き方改革推進支援助成金            |
| ●転職・再就職拡大支援関係の助成金  | ●受動喫煙防止対策助成金             |
| ●雇入れ関係の助成金         | ●エイジフレンドリー補助金            |
| ●雇用環境の整備関係等の助成金    | ●中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成 |
| ●仕事と家庭の両立支援関係等の助成金 | ●SDS 電子化補助金 など           |

## 雇用保険「人材開発支援助成金」のご案内

今回は「人材開発支援助成金」の各コースについてご紹介します。

以下の『人材育成支援コース』のほかに、裏面記載『教育訓練休暇等付与コース』『事業展開等リスクリ  
ング支援コース』『人への投資促進コース』があります。

その他に人材開発支援助成金には『建設労働者認定訓練コース』『建設労働者技能実習コース』がありま  
す。また「障害者能力開発助成金」「職場適応訓練費」などもありますので、詳しくは厚生労働省ホームペー  
ジをご確認ください。

### ●人材育成支援コース

雇用する労働者に対し、

- ①10時間以上の OFF-JT
- ②中核人材を育てるために実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた6か月以上の訓練
- ③中高年齢者を対象とした OJT と OFF-JT を組み合わせた2か月以上の訓練
- ④有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた2か月以上の訓練  
を行った事業主等に対して助成

【賃金助成】 1人1時間あたり 800円<200円>〔中小企業以外 400円<100円>〕

【経費助成】

①の場合

- ・正規雇用労働者実費相当額の45%<15%>〔中小企業以外 30%<15%>〕
- ・非正規雇用労働者 実費相当額の70%<15%>

②の場合 実費相当額の45%<15%>〔中小企業以外 30%<15%>〕

③の場合 実費相当額の60%<15%>〔中小企業以外 45%<15%>〕

④の場合・正社員化した場合実費相当額の75%<25%>

【OJT実施（定額）助成】

②の場合 1人1訓練あたり 20万円<5万円>〔中小企業以外 11万円<3万円>〕

③④の場合 1人1訓練あたり 10万円<3万円>〔中小企業以外 9万円<3万円>〕

※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の  
支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して 当該手当を支払うことにより賃金が  
3%以上増額している場合に加算

## ●教育訓練休暇等付与コース

有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

【定額助成】30万円<6万円>

※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

## ●事業展開等リスティング支援コース

事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能、企業内の人事および人材育成に関する計画に基づき今後従事することが予定される職務に関連する知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成

【経費助成】実費相当額の75%〔中小企業以外60%〕

【賃金助成】1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外500円〕

【設備投資加算】実費相当額の50%〔中小企業に限る〕

## ●人への投資促進コース

雇用する労働者に対し、

- ① (1) 高度デジタル人材の育成のための訓練  
(2) 大学院での訓練
- ②OFF-JT+OJTを組み合わせた6か月以上の訓練 (IT分野関連の訓練)
- ③定額制訓練 (サブスクリプション型の研修サービス) による訓練
- ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練
- ⑤長期教育訓練休暇等制度の導入

等を実施した場合に助成

### ①の場合

【経費助成】(1) 実費相当額の75%〔中小企業以外60%〕

(2) 実費相当額の75%

【賃金助成】(1) 1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外500円〕

(2) 1人1時間あたり1,000円(国内の大学院での訓練のみ対象)

### ②の場合

【経費助成】実費相当額の60%<15%>〔中小企業以外45%<15%>〕

【賃金助成】1人1時間あたり800円<200円>〔中小企業以外400円<100円>〕

【OJT実施(定額)助成】1人1訓練あたり20万円<5万円>〔中小企業以外11万円<3万円>〕

### ③の場合

【経費助成】実費相当額の60%<15%>〔中小企業以外45%<15%>〕

### ④の場合

【経費助成】実費相当額の45%<15%>

### ⑤の場合

【制度導入助成】20万円<4万円>

【賃金助成】1人1時間あたり1,000円〔中小企業以外800円<200円>〕(有給の休暇を取得させた場合のみ対象)

【職務代行助成】長期教育訓練休暇を取得する職員の業務代替者に支給した手当の総額の75%(16万円/月が上限)

【新規採用助成】長期教育訓練休暇を取得する職員の代替要員を新規雇用(派遣受入れ含む)により確保した場合に助成(30日以上90日未満27万円、90日以上180日未満45万円、180日以上67.5万円)

※<>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

あとかき